平成２２年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

府 省 庁 名　内閣府

No	002

対象税目	個人住民税　法人住民税　事業税 事業税（外形）　不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（　　）
要望 項目名	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下、「ＰＦＩ法」という。）に基づき実施される公共施設等の整備等に係る非課税措置の拡充、延長。
要望内容 （概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ＰＦＩ法第２条第５項に規定する選定事業者が、同法第１０条第１項に規定する事業計画又は協定に従って実施する同法第２条第４項に規定する選定事業について、以下の措置を講ずる。 ・特例措置の内容 サービス購入型・ＢＯＴ方式の選定事業（ＰＦＩ法第２条第３項第１号又は第２号に掲げる者が法律の規定によりその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限る。）により整備される公共施設等に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について、現行の特例措置（課税標準を２分の１に減免）ではなく、非課税措置とすること。
関係条文	ＰＦＩ法第２条第１項、同第２条第３項～第５項、同第１０条第１項、地方税法附則第１１条第１５項、同附則第１５条第３９項、地方税法施行令附則第７条第１７項～第１８項、同附則第１１条第５６項～第５７項、地方税法施行規則附則第３条の２の１３　等
要望理由	平成１７年度税制改正において、サービス購入型・ＢＯＴ方式の選定事業（ＰＦＩ法第２条第３項第１号又は第２号に掲げる者が法律の規定によりその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限る。）により整備される公共施設等に係る固定資産税等について、課税標準を２分の１とする特例措置が創設された。 しかしながら、ＰＦＩとは、本来、公共が自ら実施すべき事業について、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、公共サービスを提供する手法であることから、従来型の公共事業及びＢＴＯ方式のＰＦＩ事業とＢＯＴ方式のＰＦＩ事業との間で、公共が事業ごとに最も適した事業方式を採用し得るよう税のイコールフッティングを図る必要があり、従来型やＢＴＯ方式による場合と同様に、ＢＯＴ方式のＰＦＩ事業についても資産課税を「非課税」とする必要がある。 平成１７年度税制改正において特例措置が認められた上記の選定事業は、「公共代替性が強く、民間競合のおそれがないもの」と認められ、特に事業費の回収方法という観点からみると、「サービス購入型」の事業であることから、従来型の手法と同様に当該事業費の全部について公共施設等の管理者等が負担するスキームであり、事業費の全額が公費により賄われる点においては、従来型の手法による公共サービスの調達と同等のものと言える。したがって、少なくとも平成１７年度税制改正において特例措置が認められた上記の選定事業に関しては、民間と競合しないものに対象を限定している以上、固定資産税等の資産課税を「非課税」としても、民間事業者との公平性という観点からは特段の問題点は生じないものと考える。
減収 見込額	（初年度）　１５９　（平年度）　２６６　（単位：百万円）
地方税以外の措置　既存	・国税 ・融資、補助金その他 民間都市開発推進機構等を通じた無利子貸付 日本政策投資銀行等からの融資等、港湾特別会計からの無利子貸付
地方税以外の措置　22年度の要望	・国税 ・融資、補助金その他
過去の 要望経緯	平成１２年度要望として、総理府から、不動産取得税の非課税措置、固定資産税、事業所税及び都市計画税の特例措置。平成１５年度、１６年度要望として、固定資産税、都市計画税及び不動産取得税の非課税措置。平成１７年度要望として、固定資産税、都市計画税及び不動産取得税の特例措置。
本要望に 対応する 縮減案	